

## 平成 25 年度 第 6 回 佐鳴湖のみらいを育む会 議事要録

日 時	平成 25 年 7 月 27 日 9 : 30 ~ 12 : 10	次 第
会 場	浜松総合庁舎 1F 大会議室	1) 開会
参加者	会員 17 名、行政担当者 15 名 事務局 8 名	2) 取り組みの確認・まとめ 3) 部会 -中目標について-
		4) 閉会

<b>1) 開会あいさつ</b>	事務局
暑い中、御参加いただきお礼を申し上げます。本日は、取り組みの確認・まとめを行い、その後に中目標を検討していきたい。	
<b>2) 取り組みの確認・まとめ（資料 1 により説明、全体で討論）</b>	説明：事務局 進行：事務局
<b>【取り組みの確認・まとめ】</b>	
検討結果の詳細は、別紙参照	
<b>3) 部会 -中目標-について（資料 2 により説明）</b>	説明：事務局
予定していた部会を行う時間が無いため、現時点で考えていただいたキャッチフレーズがあれば、用紙に記載して受付に提出していただきたい。本日書けない方は、後日事務局に FAX 等で送っていただいても構わない。次回、それらの意見をもとに中目標の検討を行う。	
<b>4) 閉会</b>	事務局
<p>本日は長時間に渡り議論をいただき、お礼を申し上げます。</p> <p>今回は中目標を検討するが、当初のスケジュールでは今回と次回で中目標を検討し、行動計画の方針を決定して地域協議会に諮る予定であった。しかし、今回中目標の検討を行えなかったため、次回にそこまで決定するのは困難であると考えている。開催回数を増やすことも視野に入れ、再度スケジュールを組み直したい。地域協議会に諮った後は、情報交換しながら次期行動計画冊子の作りこみを行いたい。冊子として形作っていくことで、これまでの議論がよりわかりやすくなっていくと考えている。</p> <p>今回は 8 月 24 日の同じ時間、同じ場所での開催を予定している。</p> <p>※ 次回開催日の変更について 後日、事務局の都合により次回開催日を 8 月 31 日とした。このため、参加者には開催案内にて変更のお知らせをすることとした。</p>	

以 上

## 取り組みシートの確認・まとめ 検討結果

(第6回佐鳴湖のみらいを育む会)

No.	取り組み	発言内容
5	農地の面源負荷対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面源負荷対策において、回答に「浄化への努力が利益になる仕組みづくりは地域協議会ではなく、農政側で検討する事項」とあるが、そのとおりだと思う。 エコファーマーを重要だと認識しているか。(メンバー)</li> <li>・ 重要だと認識している(浜松市農林業振興課)</li> <li>・ エコファーマーについて、どこが責任を持って推進していくか、この場で明確にして欲しい(メンバー)</li> <li>・ エコファーマーは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、国全体として実施している事業。国が環境保全型農業の推進にあたり新しい仕組みを作っているところというのが現状である。なお、H23年から始まった国の環境保全型農業直接支払交付金ではエコファーマーが要件になっており、今後も環境関連の施策には力を入れていくと考えられる。この場では責任をどこがとるかは申し上げられない。(西部農林事務所地域振興課)</li> <li>・ 農地の面源負荷対策を、ここではエコファーマーに置き換えて表していると思う。 諏訪湖や猪苗代湖の事例がある。(メンバー)</li> </ul>
6	面源負荷の説明・活動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現計画(ルネII行動計画)を推進してきたことによって、面源負荷対策が非常に重要であることが明らかになった。しかし、面源負荷対策として考えているのは、清掃や啓発が主となっている。この程度の対策で良いのかと疑問に思ってしまうのがいかか。(メンバー)</li> <li>・ 面源負荷対策は重要と考えるが、まずはそれを啓発することや清掃することを実施したい。(事務局)</li> <li>・ 県としても、以前に面源負荷対策について検討した経緯があるが、環境基準を達成するまでの対策は非常に難しく、また多額の事業費が掛かる事業となっている。(事務局)</li> <li>・ どのような対策が考えられるのか、さらに検討を続けていただきたい。(メンバー)</li> <li>・ 面源負荷対策も生活排水対策も、広報に掲載した程度では市民に情報が届きにくい。民間企業は、様々な媒体に何度も地道に掲載することで、情報を刷り込んでいく手法を取る。そのようなアイデアを出し合えないか。(メンバー)</li> <li>・ 具体的なアイデアがあれば、ご教示いただきたい。(事務局)</li> <li>・ 例えば、浜松市指定のゴミ袋、スーパーのレジ袋、肥料袋に目立つように印刷すると何度も目に留まる。あるいは湖岸の自動販売機に表示したり、ペットボトル飲料のおまけに「さなるん」のストラップを付ける。あるいは公用車やスクールバスにステッカーを貼る等、アイデアはいろいろ考えられる。(メンバー)</li> <li>・ 地域協議会に諮りながら、具体的な進め方を検討したい。(事務局)</li> <li>・ 面源負荷について周知を図るだけでなく、その効果も合わせて市民に伝えることが必要だと思う。(メンバー)</li> <li>・ 面源負荷について、小中学校の先生や子どもに教えることも必要である。(メンバー)</li> </ul>

No.	取り 組み	発言内容
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り組みの内容において、実施主体として地域協議会があるが、このことについては、平成 27 年度以降も地域協議会は存続するという事で記載している。(事務局)</li> </ul>
8	微生物などによる水処理実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのようなメンバーで、どのような調査をするのか。(メンバー)</li> <li>・ 環境保全課と保健環境研究所で文献調査を行う。(浜松市環境保全課)</li> <li>・ 文献は少ないと思う。文献調査だけでなく、専門家の意見を伺って現地調査を行なってはどうか。(メンバー)</li> <li>・ 文献の数は確かに少ない。実験例はいくつかある。(浜松市環境保全課)</li> <li>・ 論文には査読のあるものもないものがある。微生物による浄化については、査読に二の足を踏んでいる状態で、論文の数が少ないと思う。EM とえひめ AI については、文献調査するのは難しいと思う。(メンバー)</li> <li>・ 地域協議会は専門委員会を設けているため、専門委員会の意見も参考にして調査したい。(事務局)</li> </ul>
9	低温化 置や湖 水の設 人工物 の設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新計画での位置づけで「一部統合」となっているのは、湖岸の植栽の取り組みか。(メンバー)</li> <li>・ 湖岸の植栽による日かげの創出をNo.23 に統合している。(事務局)</li> </ul>
15	雨水浸透ますの設置推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何度もお話しているが、東京都小金井市は、環境部の中に環境政策課と下水道課があり、雨水浸透ますの適地選定を行って、設置を推進している。設置の義務化は「建築基準法に基づかない建築制限にあたるため法律違反となる」とあるが、小金井市は条例を作っている。少々乱暴な言い方をすると、そこまでのことを考えないのであれば、むしろ対策を止めた方が良いと思う。</li> <li>・ 条例化の手法について、小金井市の事例等を調べているか。(メンバー)</li> <li>・ 建築行政課として、建築確認申請時の設置義務化という点に関して検討したものであり、小金井市の条例については調べていない。(浜松市建築行政課)</li> <li>・ 小金井市等を参考にして、検討していただきたい。(メンバー)</li> <li>・ 設置数の目標を決めたらどうか。(メンバー)</li> <li>・ 民地だけでなく、公共施設や規模の大きい駐車場等、他にも雨水浸透ますを設置すべきところがあると思うがどうか。(メンバー)</li> <li>・ 現在の制度は、設置後に施主が市へ申請して補助金が振り込まれるという手続きが面倒である。市が直接施工することで無償化を検討したほうが良いと思う。(メンバー)</li> </ul>
17	透水性舗装の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水性舗装による地下水涵養は構造上、機能上不可能ということだが、それはどういうことか。(メンバー)</li> <li>・ 排水性舗装とは、幹線道路等の車道に利用され、路面に降った雨水を路面下の不透水層から車道両側の側溝へ排水する舗装のことで、地下水涵養になることなく排水され、構造上に無理があることから削除とした。透水性舗装については推進していきたい。(浜松市道路課)</li> </ul>

No.	取り 組み	発言内容
18	湧水 池の 保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の湧水マップの活用とあるが、今後地下水の調査を行う予定はないということか。(メンバー)</li> <li>・ 既存の湧水マップの活用を図りたい。(浜松市環境保全課)</li> </ul>
19	河川 内の 湧水 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3面張りの流入河川の対策はどうなっているのか。既に2面張りになっているのはどこか。また、今後2面張りに変更していくのか。(メンバー)</li> <li>・ 権現谷川のみが対策済である。その他に自噴するような効果があるところで実施を検討したい。また、佐鳴湖の水質に影響があるところから、3面張りを解消していきたい。(浜松市河川課)</li> <li>・ 泉町のあたりは現在でも湧水が見られるため、効果があると思われる。また、地下水の状況を把握するには、ボーリングを行い、地層を見なければならぬ。住宅を建設の際、何件かに一回は、地盤調査でボーリングを実施することがあると思う。その際の調査結果を参考にしたい。(メンバー)</li> </ul>
22	緑地・ 樹木の 保全・ 保護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(仮) 佐鳴湖憲章を市民と行政の協働で策定する方法がある」とのことだが、策定してはどうか。(メンバー)</li> <li>・ 実施を決定しているということではない。あくまでも方法として考えられるということである。(浜松市緑政課)</li> <li>・ 佐鳴湖憲章ではなく、市民憲章として緑地の保全を行わなければ、煩雑になって市民に伝わらないのではないかと。(メンバー)</li> <li>・ 緑地の保全というルールについては、様々なレベルがあるので、どのようなレベルのルールが必要かを検証する必要がある。(メンバー)</li> <li>・ 佐鳴湖だけでなく、緑を大切にするという意味で必要であると思う。(メンバー)</li> <li>・ 竹林伐採の条件緩和について「回答を致しかねます」というのはどういうことか。県と検討することはできるのか。(メンバー)</li> <li>・ 緑政課としては、市街化調整区域の緑地についても、地域制緑地に指定して保全することを検討している。ただ、「県の緑税」(竹林伐採に関する補助事業の採択条件)については緑政課として申し上げられないということである。(浜松市緑政課)</li> <li>・ 県が担当ということなら、緑政課が県へ問い合わせて回答すべきではないのか。前向きな発言をお願いしたい。(メンバー)</li> <li>・ 県の制度については申し上げられないが、竹林伐採については、仮に緑地を保全する制度に指定しても、樹木の維持管理のために行う伐採に対しては規制しない考えである。(浜松市緑政課)</li> <li>・ 私の申し上げていることへの回答になっていない。竹林を緑地保全の地区に定めるべきではなく、竹林を雑木林に更新した後に定めるべきである。緑地の保全を進めるなら、竹林は保水性が低いため、水源涵養のために雑木林への転換をさらに進めたいということである。(メンバー)</li> <li>・ 特別緑地保全地区、緑地保全地域の指定状況はどうなっているか。(メンバー)</li> <li>・ 青葉台団地の近くに、富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区が指定されている。(浜松市緑政課)</li> </ul>

No.	取り組み	発言内容
22		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的にいつ、どう保全するのかを明確にしていきたい。(メンバー)</li> <li>・ 現在、緑地保全の考え方をまとめているところであり、今後緑地保全の方針を公表していく予定である。(浜松市緑政課)</li> </ul>
29	生息環境の創出(湖岸の整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミカワバイケイソウは貴重種か。(メンバー)</li> <li>・ 環境省のレッドデータリストで絶滅危惧種に指定されている。(浜松市環境政策課)</li> <li>・ 佐鳴湖の湖岸に生育しているのか。(メンバー)</li> <li>・ 新川流域の椎ノ木谷特別緑地保全地区に生育している。(メンバー)</li> <li>・ そこまで調査範囲を広げて実施するということか。(メンバー)</li> <li>・ その予定である。(浜松市環境政策課)</li> <li>・ フッキソウ、ホタルブクロといった花が咲いていると、散策していても心が安らぐ。しかし、雑草に負けている状況である。(メンバー)</li> <li>・ そのような草花のある場所では草刈り時等に配慮するよう、除草作業者に伝えるようにしたい。(浜松市公園課)</li> <li>・ 公園管理棟に情報が集まるようにすることが必要である。(メンバー)</li> </ul>
31	トシジミの復活(生息環境の創出(ヤマ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヤマトシジミの取り組みは、市民が積極的に活動している。ぜひ公として支援してほしい。(メンバー)</li> <li>・ 地域協議会の助成金制度を活用するなどの形で支援していきたい。(事務局)</li> <li>・ 良く活動していただいております、ヤマトシジミが復活することは望ましいとは思いますが、汚染源対策として考えた場合、優先順位の高い項目が他にある。バランスの取れたものとしていただきたい。(メンバー)</li> </ul>
33	捨て猫対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝早く餌やりをしていて実態が把握しにくいかもしれないが、捨て猫の状況を調査してはどうか。(メンバー)</li> <li>・ 朝の散策の際、猫に餌やりをしている人に話を聞いたことがある。彼らは、自費で餌やりをしており、他から猫を連れてくることはしていない。また、避妊手術も行なっていて、実に良くやってくれていると思う。(メンバー)</li> <li>・ 本日は担当課が欠席のため、持ち帰って検討したい。(進行：事務局)</li> </ul>
35	環境学習(学校での学習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ せせらぎ水路は、砂を入れて裸足で子どもが遊べるようにしていきたい。(メンバー)</li> <li>・ No.29(湖岸の整備)の干潟の造成と同様に、費用や役割分担等を検討し、予算の確保に努めたい。計画づくりから協働で議論しながら進めていることもあり、実施にあたっては市民協働で整備や維持管理を進めたいと考えている。協働のかたちには色々なかたちがあると思うが、役割分担等、その関わり方について今後議論を深めたい。実現された場合には御協力をお願いしたい。(浜松土木事務所企画検査課)</li> </ul>
36	学習(環境学習)の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐鳴湖の右岸は比較的整備されているが、左岸は駐車場が少なく、資料館の整備については既に地区の合意が取れている。具体的に進めていただきたい。(メンバー)</li> </ul>

No.	取り 組み	発言内容
37	佐鳴湖の 利用者増加対策 (公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊歩道の狭隘箇所は、先日すれ違いができずに怪我をした方がいるので、早く整備していただきたい。(メンバー)</li> <li>・ 修正事項の説明が未回答とはどういうことか。(メンバー)</li> <li>・ 資料作成時にはまだ担当課の回答が届いていなかったため、未回答となっている。この場で御説明すると、自然環境を基調とした佐鳴湖公園においては、遊具の整備は考えていない。佐鳴湖西岸の山道(ハイキングコース)は既に遊歩道が整備されているため、追加の整備は今のところ考えていない。(事務局)</li> </ul>
47	向性佐鳴湖 上・鳴湖 安全の利 性の用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西岸道路は生活道路として利用され、通り抜けできないようにするのは難しい。しかし、安全対策は必要であるため、例えば 20km 規制にする等、速度規制を明確にして表示するのが良い。(メンバー)</li> </ul>
49	交通網の 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐鳴湖の進入路となる都市計画道路は整備していただきたい。(メンバー)</li> <li>・ 都市計画道路の安全対策とはどのようなことか。(メンバー)</li> <li>・ 幅員の確保が難しいことから、カラー舗装やグリーンベルト等により利用者の安全を確保する等、考えられることは対処していきたい。(浜松市道路課)</li> <li>・ 平成 15 年の地元の合意に基づいて、整備する努力を続けていただきたい。(メンバー)</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新行動計画に基づいて県や市は対策に取り組んでいくことになるが、みらいを育む会の意見が全てではない。育む会以外の意見の扱いはどう考えているのか。(メンバー)</li> <li>・ パブリックコメントといった手法で、広く市民の意見を取り込みたい。(事務局)</li> <li>・ この対策はできない、といった消極的な結果が多い。「みらいを育む会」であるから、出来ないことを出来るようにするアイデアを協力して出すのが本来すべき議論ではないか。(メンバー)</li> <li>・ 新行動計画策定後の育む会のあり方にも関わることだと思う。(進行：事務局)</li> <li>・ 水質浄化のためには、水の流れを作り水温を下げる対策、水量を増やす対策が重要である。この法律があるから出来ない、と終わらせるのではなく、目標を掲げて実施していくべきである。(メンバー)</li> </ul>